

議会運営委員会 会議録

日 時 令和3年8月11日（水曜日）

午前10時00分開会，午前11時30分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

(1) 令和3年第3回定例会の運営方法について

(2) 議員研修会の開催について

(3) 令和3年7月伊豆山土砂災害（熱海市土砂災害）に対する義援金について

(4) 取手市からの意見書提出依頼について

「オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書」

(5) その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 海老原 一郎

副委員長 平石 勝司

委 員 篠塚 昌毅

委 員 鈴木 一彦

委 員 下村 壽郎

委 員 今野 貴子

委 員 塚原 圭二

欠席委員（0名）

その他出席した者

議 長 小坂 博

副議長 勝田 達也

事務局職員出席者

局長 小松澤 文雄
次長 天貝 健一
係長 小野 聡
主任 松本 裕司
主幹 鈴木 優大

傍聴者（0名）

○海老原委員長 ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありますか。
（「ありません」との声あり）

○海老原委員長 議長の方からご挨拶願います。

○小坂議長 おはようございます。コロナ禍の波が収まらない状況であります。皆様方には、よろしくご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 早速、協議事項に入ります。ではサイドブックス議会運営委員会、令和3年、8月11日開催をお開きください。協議事項1 令和3年第3回定例会の運営方法について協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○天貝事務局次長 資料1-1をお開きください。茨城版コロナNextの対策Stageに対応した議会運営方法でありまして、昨年来、その時の状況に応じて改定しながら直近の議会の運営方法を決定して参りました。現在のステージは4になりますので網掛け部分が第3回定例会の運営方法になります。上から議席・議場のドアについてはこれまで通りです。3番目の一般質問は、ドント方式による8名以内、議場への出席者については、議員はドント方式による13名以内、執行部についても制限することとなります。委員会の開催方法は、第1委員会室での開催を原則とするものです。資料1-2をお開きください。ドント方式による会派別一般質問者数を示したもので8名の場合のものになります。まず表の下から2段目に記載のようにこれまでどおり均等割りとして各会派に1名ずつ6会派に割り当てますので、残り2名をドント方式で割り当てることとなります。そうしますと黄色の2枠の数字が大きいのので、郁政クラブに2名を割り当てることとなります。合計しますと一番下に記載の通り、郁政クラブが3名、公明党ほか1名ずつということになります。これが現状での運営方法に則ったものになりますが、各ステージにおける運営方法の在り方についても改めてご協議をいただきたいと存じます。また、本日決定した運営方法は、仮に9月定例会中にステージが4から3に変わったとしてもその決定を維持することとなりますので、よろしくをお願いいたします。説明は以上です。

○海老原委員長 ステージに応じた運営方法を含め協議をお願いしたいと思いますが、事務局から提案等はございますか。

○小松澤事務局長 新型コロナウイルス感染症に関する市の対応についてご説明します。既に執行部より市主催のイベント等の基本的考え方についてご案内がありましたので、ご承知のことと思いますが、会議等は書面・オンラインにより行うことを基本としていますが、重要な会議についてはいばらきアマビエちゃんの登録を徹底し開催することされております。また、議会では、コロナ禍での本会議等の開催にあたり、概ね1時間ごとの換気の徹底、飛沫対策としてアクリル板を設置し、密状態を避けるための座席の変更等を行い、確実に議会を開催できるように議会運営を行ってまいりました。更に、高齢者から始まったワクチン接種も65歳以上、40歳以上と対象が拡大され、18日からは39歳以下の方もワクチン接種の予約ができるようにもなりました。集計は行っていませんが議場に出席される議員、執行部もその多くがワクチン接種をしていることと思います。これらのことに鑑みまして改めてステージに応じた運営方法をご協議いただければと思います。参考としまして、現時点での県南各市議会の状況ですが、守谷市は一般質問を行わない。つくばみらい市は通常どおり実施とのことです。その他の市では、概ね一般質問は時短で実施、特に人数制限はしていないようです。また、議場への出席は、制限をしないや、最小限の人数とするなど、様々のようです。本市では議会運営をいち早く決定していただいておりますが、他市では、これから議会運営委員会を開催し決定するとのことです。私からは以上です。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○海老原委員長 委員の皆さんからご意見等ありますか。

○篠塚委員 まず議場に入る人数なんですが、議場内も感染防止対策が整っているということで、今までドント方式で13名が入っていたんですが、全議員が入っても身体的距離が取れますし。またパネルもできていますので議員に関しては全員が入場されても良いのかと思います。

○下村委員 先ほど議場内の話が出ましたけども、真ん中の列は3名席2名が座り真ん中が空いていますけど、両側は密なんですね。ですからその辺を考慮するとやはり議場に入るのは13名とした方が良いのかなと。密になるのではないかと

○海老原委員長 その他ご意見はございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 では他に無いようですが、下村委員のように全議員が入るのは心配な方もおられますので、事務局が提案したとおりの一般質問の時に入場者数について出席人数に制限をかけるということによろしいでしょうか。

○篠塚委員 前回も13名ということで割り当てしたんですが、席順によって密集したところもありましたので、会派で割り当てするのではなくて、事務局で割り当てて決めていかないと密ができる。それから一般質問をした場合に質問者とその周辺という関わりもあるので、その辺も良く兼ね合いをしないと13名というだけでは済まない気がしますのでご検討をお願いします。

○海老原委員長 それについては提案はありますか。事務局に任せるといえることですか。

○篠塚委員 提案とすれば、例えば両サイドの席が密になっているということなので、1番と7番をぬく。両サイドをですね。それを交代していけば。それ以外は対策としては考えられないのですが。あと一般質問をしているときにどうするのかということも、どうなのかと思いますが。もし事務局であればどうですか。事務局。

○天貝事務局次長 昨年ドント方式での議論をご協議いただいたところなのですが、事務局でもいろいろシミュレーションしてみました。会派が入り乱れていたり、一人会派があったり、あとは一般質問をする方は出席するなどとかそういったことがありますので、なかなか密集しているのを解消するのは困難かと考えています。以上でございます。

○海老原委員長 今の意見を参考にしまして何かありますか。

○下村委員 前回私たち4名が議場で密になっていたんですね。会派の選出のやり方によってはこうなるので、選出については議場に入る議員を把握して名簿を提出して割り振りを変えてもらうとかそういったものを事務局のほうにお願いしたいと思うのですがいかがでしょうか。

○天貝事務局次長 今下村委員のおっしゃったとおり、早めに提出していただければ多少の調整は可能ですので。完全に密の状態の解消は難しいかもしれませんが、これまでよりは可能かと思えます。

○海老原委員長 他にございますか。基本的には一般質問の入場者数としては、前提は事務局提案のとおり13名ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは微調整のほうについては事務局に任せるといたしまして、今回の定例会については事務局提案のとおりということでよろしいでしょうか。

○天貝事務局次長 今議員の出席についてはご協議いただいて13名でなるべく密を避ける調整をするということになりましたけど、執行部のほうをどうするかということ。執行部については議員がドント方式で運営するという場合には三役以外は関係する部長のみの出席ということになっておりましたが、それをどうするのかということと、先ほど局長よりお話がありました様に一般質問をどうするか。今8名ですが、ステージ2や3と同様にするとかが考えられますので、それを含めてご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 今天貝次長からありましたが、まず執行部の出席者については提案としては、執行部は市長、副市長、教育長。その他質問に関する部長のみの出席となっておりますが、これらについてはこのとおりでよろしいでしょうか。

○篠塚委員 提案どおりでよろしいのですが、確認ですが一般質問時のことですよね。最初の議案説明、議案審査については全員いませんとできませんので、この13名は一般質問の時、執行部も担当しているものの出席は一般質問の時でよろしいのですよね。

○天貝事務局次長 今篠塚委員がおっしゃったように一般質問の時に限る措置でございます。

○海老原委員長 まず1点目執行部出席者については事務局提案のとおり市長、副市長、教育長並びに質問に関する部長のみの出席としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 ではそうさせていただきます。2点目一般質問の質問者数についてお諮りいたします。事務局提案は8名ということでございましたがその点について皆さんからご意見をお願いいたします。

○鈴木委員 私は原案どおり8名で良いかと思えます。

○篠塚委員 人数はドント方式で8名でよろしいかと思えますが、時間は1時間と制限付きでしたっけ。確認をお願いします。

○天貝事務局次長 当初のドント方式を導入したときは時間については60分という制限を設けておりましたが、その後改定いたしましたして現在は質問時間には制限を加えておりませんので通常どおりの時間となります。

○海老原委員長 今説明がありましたけどいかがいたしますか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは事務局から説明がありました人数は8名ですが時間については以前のとおり90分と70分とすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは事務局提案のとおり人数は8名、時間については一括が90分、一問一答が70分とさせていただきます。

○今野委員 質問です。人数の関係ですが、ある会派が人数オーバーで、他の会派が0だった場合8名の中で調整は可能ということでよろしいでしょうか。

○海老原委員長 いかがいたしましょうか。

○天貝事務局次長 今今野の委員からの質問ですが、以前の議会運営委員会でその辺をご協議いただいて、いわゆる貸し借りについては妨げないという結論に至っておりますので、事務局としてはそのルールが生きていると考えております。

○海老原委員長 今野委員よろしいでしょうか。

○今野委員 わかりました。

○海老原委員長 皆さんよろしいでしょうか。

(「了解」との声あり。)

○海老原委員長 本日決定いたしました第3回定例会の運営方法については、議会運営委員長より書面で議長に報告し、議長より全議員にメールにて周知していただきたいと思えます。続いて協議事項2 議員研修会の開催について事務局から説明をお願いします。

○天貝事務局次長 資料2をお開きください。議会基本条例第20条第2項に基づく議員研修会を開催するもので、本年1月に開催を予定していたコロナの関係で中止になったものを改めて開催するものです。開催日は記載の通り10月26日火曜日となりますが、今後のコロナの状況によりましては延期やオンラインでの開催についても検討して参りたいと存じます。

○海老原委員長 それでは、議員研修会の開催は、全議員にお知らせしていきたいと思えますのでよろしくをお願いいたします。続いて協議事項3 令和3年7月伊豆山土砂災害、熱海市土砂災害に対しての支援金について議長から説明をお願いします。

○小坂議長 義援金について何ですが、先にですね牛久市から今回の熱海の件につきまして問い合わせがありました。県南議長会として同なのかという話があるのですが、現時点では県南議長会でやるという話しには至っておりませんので、他の市もまちまちな対応になると思うのですが、土浦市としては義援金をやった方が良いのではということをお願いということでございます。資料の中にあると思うんですが、令和元年の台風19号に対して義援金をお送りしたことがございますので、土浦市議会といたしまして今回もお願いできればと思いますので、ご協議いただければと思います。

○海老原委員長 これにつきましてはいかがいたしますか。令和元年の災害と同じ取り扱いでよろしいでしょうか。

○下村委員 報道されている限りですが、島根県とか鳥取県の災害にも義援金を出しているところがあるんですね。ですから熱海の方だけという考え方が良いのか皆さんご協議いただければと思います。

○海老原委員長 ただ今熱海市以外にも検討すべきかどうか皆さんに諮っていただきたいというような発言がありましたがいかがいたしますか。

○篠塚委員 災害についてはこれからどこに地区でも災害が起きる時期ですので、今現状ある熱海市の方に義援金を送ると今回決めていただいて、今後はまた災害になった場合はまた協議してどう対応するか決めていただければと思います。

○海老原委員長 ただ今篠塚委員から今回につきましては議長の要望とおり熱海市のみ、土砂災害義援金のみとありましたがよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは議長提案のありました令和3年7月の伊豆山土砂災害、熱海市については令和元年の台風19号の義援金と同じ扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○天貝事務局次長 いま熱海市に義援金ということになりましたが、義援金を送った場合のやり方ですけど、台風19号の時は各議員お一人1万円ずつということで送っております。今回議運でそういう決定に至った後は一応全協でもう一度議長から諮ってという手続きで行っておりますので、今回もそのような手続きでよろしいかそちらについてもご協議をお願いします。

○海老原委員長 事務局から説明がありましたが、義援金については1人1万で全協に諮るということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 ただ今とおりとさせていただきます。次に、協議事項4 オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書について、協議をお願いします。改めてこれまでの経緯等について事務局から説明をお願いします。

○天貝事務局次長 資料4-2をお開きください。新しく議運の委員になられた方がいらっしゃることと、前に協議していただいてから間が空いておりますことから、改めて経緯等についてご説明いたします。1の経緯です。昨年7月の県南市議会議長会の定例会において、取手市議会から各市に対して意見書を国に提出するよう要請がありました。

それを受けて本市では議会運営委員会において2度ほど協議を行いました。当時、タブレット端末導入前であったため、当時の篠塚議長の判断で、実際にタブレット端末が導入されて、オンライン会議を実際に行ってみないと協議できないとの判断から、導入後に改めて協議することとなって今に至ったものでございます。その間に取手市議会では本年6月にオンライン委員会で表決まで可能とする委員会条例の改正を行っております。続いて2のこれまでの協議の主な要旨についてご紹介しますと、地方自治法改正は重い事であることから慎重に協議すべきであるという意見や、各会派の意見を求めてはどうかという意見がございました。それと、当該意見書案を議会運営委員会に内々付託することで決定しております。続いて3のオンライン会議の課題です。これは総務省が発出した文書や取手市の事例の新聞報道を基にまとめたものでございます。なりすまし防止のための本人確認や音声は確認できるが、画面に映っていない場合の本人確認等の対応。議員以外の同席者がいる場合の対応。オンライン会議を行う自宅等の通信環境の確保。途中で通信が途切れる可能性もございます。妨害対策や情報セキュリティの課題。投票による表決や選挙は困難であろうと事務局は考えます。秘密会にならないということも事実上あり得ます。最後は取手市議会の事例となりますが、ズームの機能である賛成マークの表示が10秒で消えてしまうため、賛成者の人数を正確に把握できない。挙手の場合は普通に手を挙げると画面からはみ出て映らないという課題がございます。最後に4の県南8市の状況です。こちらについては既に意見書を提出した議会はつくば市と稲敷市。提出しないと決めたのは龍ヶ崎市。今保留にしている市が石岡市とかすみがうら市。その他現段階で未提出なのが牛久、守谷となっております。それから資料4-3に取手市の事例の新聞記事を参考に付けてございます。この取手市からの要請に対して結論を出すのは簡単ではないと思いますが、選択肢としては、賛同して意見書を提出する、時期尚早だと提出を見送る、もっともっとオンライン会議を行って問題抽出をした上で結論を出すために引き続き協議を行う、の3つだと考えております。ただ、取手市の意見書の内容に賛同して国に地方自治法の改正を求めるとするならば、土浦市議会としても取手市のようにオンライン会議を積極的に取り入れて、推進していこうという姿勢が必要ではないかと考えております。

○海老原委員長 皆さんからのご意見をお願いいたします。

○下村委員 オンライン会議というのはですね、議会に出席するというのがオンライン会議では認められていないとここにも書いてありますけど、まさにその通りで本来出席すべきなんですね。だけど、便宜上出席できないときはこれに頼ると。しかし、非常時の時に例えば災害の時に、地震の時に通信が途絶える可能性もあるわけで。ですからまだ时期的には早いのかなと。もっと我々はこのオンライン会議を来年も再来年も進めてからこういう結論を出しても良いのかなと感じますけど。

○鈴木委員 私も下村委員と意見と一緒にこれはこういうことをしなければならないのだけど、現在は時期尚早だと。意見書を読まさせていただいて、今後相当数の議員が隔離された場合でも、急を要する感染症対策の議決が求められるものとして想定される。定足数を満たす人数が議場各参集場所々に参集できない状態でも議案審議、評決などの

議会運営方法が確立されていなければ、首長の専決処分を漫然と承認することとなり、議会不要論が増大することが想像できると。この最後の部分が気になって、専決処分を漫然と許すという部分では、今も専決処分は行われているわけで、これを漫然と許すというよりは、きちんと事後に報告があってこれを承認しているわけですから、ここの部分は理由にはあたらないと思うんですね。この意見書自体に賛同できないという部分と、もう一点は時期的にまだ早いのではないかなど。全議員24名で脇に資料が出てきてという対応ができないのではないかという2つの理由で私は時期が早いので今回見送るべきという意見でございます。

○塚原委員 私もお2人と同様でして、これをやることは非常に良いと思うんですけど、今すぐできるのかなと実感しています。ただ今のコロナの状況が今後どのようになるかわかりませんし、先ほどの災害でもどのような状況になるかわからないので、将来的にやはりこれをやらざるを得ない状況が来るのかなと考えております。ただ今はすぐに出してできるのかなと、ちょっと厳しいのかなと。もう少し皆とこの会議システムをいろいろと経験してからでも遅くないと私は考えます。

○平石副委員長 事務局に確認したいのですが、4番の県南10市の状況で、つくば、稲敷市は提出する。それ以外は保留などあるんですが、その理由というか状況をもう少し詳しくわかれば教えていただきたい。

○天貝議会事務局長 申し訳ございません。理由までは調べてございません。

○篠塚委員 意見書を提出する前に土浦市議会として、全議員で体験をしてやっていかななくてはいけないのがひとつ。あと会議規則の変更にもなってくると思われますので、議決案件については変更点が出てきますので議論をしていただいて、できるかどうか。もし意見書を出すのであれば土浦市議会としてこれは完璧だという意見書を出すべきではないかと思うんです。ですからこの取手市さんが出された意見書を基本として、土浦市議会として取り組んで、それから出しても遅くはないのかなと思います。

○今野委員 私も先ほど塚原さんがおっしゃったのと同意見なんですけど、やってみてこの24人でやるというのは非常に難しいのではないかという感じはしました。ただこれからいろいろな状況が発生してくるのは、災害ですとかが考えられますのでいつでも対応できるように篠塚委員がおっしゃったようにきちんとした対応を全議員で諮って。慣れていくというのも大事なことかと思いました。

○篠塚委員 もしよろしければこのオンライン評決等については今後の課題として調査研究をしていただいて、その中で対応していただくと良いのかなと思います。

○海老原委員長 皆さんから意見が出ました。この意見書の趣旨については皆さん理解できるということでございますが、ただ意見書の取り扱いについてどうしようかということになってくると思うんですが、先ほど事務局からこの意見書の取り扱いについては3つの方法が有るのではないかというような話がありました。1点目は意見書を提出する、2点目は時期尚早だとして提出を見送る、3点目は継続協議を行う。事務局から3点でまして、それ以外はないと思うんですが、3つの中でどうするのか。それ以外の方法があるのであれば提案していただきたいと思うのですが。

○**下村委員** お聞きしたいことがあるのですが、事務局の方に国が委員会はオンライン会議は良いですよと。本会議はまだということで。その見通しというのは動向はどうですか。

○**天貝事務局次長** 国の動向ということではいえ全く動きはございません。国のほうでは無理だろうという判断なのであろうと考えております。

○**下村委員** 国があまり動かないというのは、重要な決定はみんな集まって決定するのが本来のやり方なのかなというのがひとつ感じます。

○**今野委員** 法的なこととは別に実際どうなんだろうと皆さんに諮る前に全員で体験するというのも必要なのかなと感じました。

○**海老原委員長** 意見書の趣旨については皆さん理解できると思います。意見書の取り扱いについては3点ありましたが、現段階では全協で提出するのは難しいのではないかと。残りの2点につきまして、見送りあるいは継続とどちらかと思うのですが。

○**天貝事務局次長** 今現在この意見書の取り扱いをどうするのかというのは議会運営委員会に内々で付託されているということですので、ここで結論を出していただくと。提出見送りとなれば何かのきっかけで、機が熟すまでは議論は途絶えるということであり、継続ということであれば先ほど今野委員がおっしゃったように体験してもらおうとか参考にしてもらい、また議運で協議をしてもらおうと色々なやり方があるかと思いますが、各会派に意見を求めるとかいろいろなことをして今後協議をしてもらおうというようになるかと思っております。取手市の方からは一応要請は受けましたけど、対応についてはそれぞれの議会に任せるとことでございますので、今ここで任されている議会運営委員会で決めていただくと考えております。

○**篠塚委員** 近い将来このオンライン会議は必要となってくるので継続していく必要があると思っております。問題点を抽出してそれから意見書を出した方が良いのか、意見書の内容を変えた方が良いのか、土浦市独自で意見書を出した方が良いのか考えていった方が良いと思うので継続審議でこの議運で諮っていただいて。まあ全協でも説明していただいて、今こういう時代になっていると理解していただければ良いと思っております

○**海老原委員長** 今篠塚委員からは継続審議にしては如何かと意見が出ましたがどうしますか。

(「継続で」の声あり)

○**天貝事務局次長** 結果継続というようになったんですけど、そのやり方なんですけど、毎回議運をやるたびにこの意見書案についてご協議いただくのか、あるいはこのタブレット導入というのはそもそも国の交付金を使って購入したものでございますので、その理由は議員がなるべく一同に会さないことというのが理由になり交付金を使って導入となっておりますので、オンライン会議は事務局としても進めていただきたいとの思いもありますので、正式な会議の時はどうしても集まっていたかなければならないルールですので、その他の時に体験していただくというスタンスで、体験しながらある程度記が熟してからしていただくという形でよろしいでしょうか。毎回議論は難しいと思うんですよね。

○鈴木委員 各常任委員会の事前理の時にでも練習していただいて、全議員が1度2度でも体験をして、各委員会意見を集約していただいて吸い上げたらどうでしょう。

○下村委員 鈴木委員の話もひとつあると感じます。あとタブレット導入というのと、意見書というのはまた別の考え方で、意見書を提出するというので、各議会から意見書を出してくださいという話で。本来はタブレット導入する機会をなぜ設けたか。これをどんどんやっていかないと色々な災害が発生したときも、あるいは何か緊急のことがあったときもこういうものを利用すれば合わずにこれができるでしょという話でやっているの、これはこれで使っていかななくてはいけないんですよ。しかし、意見書はまた別なことだろうと思うんですよね。ただ意見書と切り離さない。これはこれでどんどんタブレットを使っていかなければいけないと感じておりますので、私はそういうふうに考えております。

○篠塚委員 意見書に関してはこのタブレット端末を導入してオンライン会議を進行していく中で必ず地方自治法の改正が必要になるであろうと、いろいろな弊害が出てくるであろうということで取手市さんでは意見書を提出したのでそれはそれで必要事項だと。それで土浦市議会はどうかということも協議して行って、土浦市議会としてどういう課題があるのか議会運営委員会の中で同意をしたんですから、先ほど鈴木委員がおっしゃったように各常任委員会でやっていただくとか、そういうのをここで決めていただいて、いろいろ広めていただいて最終的には意見書を出すか出さないかはこれはもちろん考えていければ良いのかなと思うんですが。ただ地方自治法とか、会議規則とか変えなくてはならないのが多々あるので、そういうことも踏まえてご協議いただきたいと思っております。

○海老原委員長 このタブレットのですね一例として事前の委員会の時に会議をやってはどうかというような鈴木委員から話が出ましたが、そういうことをやることについて議運で決めなくてはならないことはあるのかな。

○天貝事務局次長 議運も常任委員会も同じですけど、正式な会議ではルール上参集して行うというのが現状になりますので、ズームでの委員会はできないということになります。したがって過去にズームのやり方について常任委員会にて、最後の事務局からの事務連絡を利用してズームを体験していただくというのが原則になるのではないかと考えております。委員会条例とか会議規則でそうなっていますので、規程がありませんので、現状ではこの議運では委員会条例とか会議規則を改正しないとできないということになります。

○塚原委員 先ほど委員会自体をとというのは難しいということですから、終わった後にみんなで集まってやれば良いと思うので、あえて今次長がおっしゃったことだけでなく、その後意見を出し合って最終的には意見を出すということで良いのではないかと考えています。

○下村委員 委員会でこのタブレットでの会議を開くとなると、執行部の方達はどのような体制でやるのか聞きたい。

○天貝事務局次長 やはり執行部の方も皆さんが散らばってやりますので、ズームに顔

を出して参加するやり方になります。執行部については事務局も含めて協議しなければならないことがありますけど、例えば委員会でやるということになると10名から30名近くになる委員会もありますので、それをズームでやるというのは技術的にも難しいのではないかと思います。やるとすれば交代でやるとか、そういった技術的なやり方があるかもしれませんが、なかなか調整が難しいのかなと。

○**下村委員** もう1つ。そうすると取手市はどうやってやっているのでしょうか。委員会をタブレットでやっているのでしょうかから、どのようにやっているのかをご存じであったら。要するに総務省も委員会までであったら良いということで意見書に書いてありますけどどういうやり方をしているのか。先ほど鈴木委員がおっしゃったように一生懸命にやっついていこうよというよう話になったときに、議決はしなくてもやれるわけですよ。議決がなければ。説明だけだったら。別に散らばって。全て参集してやらなくてはならないんだけど。本会議はできないけど委員会はできると国からでているんだからやる気になればできると。ただ条例の改定が必要だとかはまたまた別なんだけど。委員会の議決がな毛では可能でしょ。

○**篠塚委員** 今の議題は取手市議会からの意見書提出依頼なのでまずそれを決めていただいて、継続審議にするか、出さないかというのを決めていただいて、タブレットに対しての導入については会議規則を改正しようとかいろいろな意見が出てくるので、それは議会運営委員会の議題として今後の方向性を決めていただいて、次回の議会運営委員会に取手市さんどうしているんだと。会議規則は変えていると思いますので、そういう資料も出していただいて議論をしていかななくてはならないので、今回は意見書の扱いだけどうしていくか決めていただいて、今後は今後の課題として議会運営委員会でするかを決めていただくというのは如何でしょうか。

○**海老原委員長** ただ今篠塚委員から出た意見書の取り扱いはどうしますか。継続協議で決まったかと思ったんだけど。全協に提出するのは見送り。趣旨はわかるので継続協議ということで話がまとまりましたのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○**海老原委員長** 意見書の提出については継続協議といたします。その後の各委員会でタブレットを積極的に取り扱いするというのは、事務局との打ち合わせということでよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

○**小松材議会事務局長** 先ほど下村委員からでた取手市議会のことなんですが、委員会はわからないのですが、本議会の一般質問は、議案質疑についてはビデオで撮って視聴してもらおう。本会議場で質問はないと。ですから委員会でも執行部と事前協議をしてやっている工夫をしてやっていく。あと、非常時の場合はズームを使ってやると。そこから辺をもう少し調べた上で、議運の中で議論をしていただければと思います。

○**海老原委員長** では事務局のとおりにしていきたいと思います。タブレットについては積極的に行っていただきたいと思います。それでは、本日の資料で各議員に非公表とするものはありますか。

○天貝議会事務局長 ありません。

委員長 では全ての資料を公表といたします。それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。